

公示番号：170330

国名：フィリピン

担当部署：東南アジア・大洋州部東南アジア第五課

案件名：農業近代化に係る情報収集・確認調査（農業政策・金融）

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：農業政策・金融

(2) 格付：2号

(3) 業務の種類：その他

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2017年7月上旬から2017年11月下旬まで

(2) 業務 M/M：国内 1.25M/M、現地 2.00/M、合計 3.25M/M

(3) 業務日数：

・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 45日、国内整理 10日

・ 第2次 現地業務 15日、国内整理 10日

本業務においては2回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：6月14日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))
>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月30日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験 40点

- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 ③語学力 16 点
 ④その他学位、資格等 16 点
 (計 100 点)

類似業務	農業政策・金融に係る各種調査
対象国／類似地域	フィリピン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
 (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

フィリピンにおける農林水産業は、総就業人口の約 3 割であるが対 GDP 比シェアは 10.3% (フィリピン統計機構 2015 年統計) にとどまっている。21.6% を占める貧困世帯の 7 割以上が地方部における農林水産業従事者であることから、当国の貧困削減、格差是正のために農林水産業の成長が喫緊の課題となっている。特に、圃場の耕運・代掻き、田植、除草、収穫、乾燥といった生産・収穫後処理を人力に頼っていることから、収穫後ロスによる農家の逸失利益は甚大なものとなっている。農業省傘下フィリピンポストハーベスト開発機械化センター (Philippine Center for Postharvest Development and Mechanization: PHilMech) が 2013 年に発表した調査結果によれば、フィリピンの農業機械化レベルは耕地 1 ヘクタール当たりの平均 1.23 馬力となっており、日本 (平均 7 馬力)、韓国 (平均 4.11 馬力)、中国 (平均 4.11 馬力)、ベトナム (1.56 馬力) などのアジア各国と比して、農業機械化という点においては、後進国といえる。

フィリピンは、農漁業近代化法 (1997 年) や農漁業機械化法 (2013 年) の制定を通じて、農業の近代化・機械化の推進を試みてきているものの、資金不足などにより、大きな効果は表れていない。このため、2017 年に国家経済開発庁 (National Economic Development Authority: NEDA) が策定したフィリピン中期開発計画 (2017-2022) においては、農林水産業の近代化、特に機械化を通じた貧困削減・格差是正・食糧安全保障の促進が、引き続き最優先事項として掲げられている。このような背景から、農業省は農業、特に当該国の主食である米の生産の機械化を促進するための有償資金協力での支援を要望している。

農業省からの有償資金協力での支援の要望を検討するにあたり、本業務においては、フィリピンの農業の近代化、特に米生産の機械化に係る既存の政策・制度及び支援プログラム (効果と課題含む) 等、有償資金協力事業の形成に必要な情報を収集・整理・レビューし、それを踏まえ機械化の事業スキームについての提言を行う。

7. 業務の内容

本業務は、上記のとおり、農業省からの有償資金協力での支援の要望を検討するにあたり、フィリピンの農業の近代化、特に米生産の機械化に係る既存の政策・制度等、有償資金協力事業の形成に必要な情報を収集・整理・レビューし、それを踏まえ機械化の事業スキームについての提言を行うべく、以下の (1) ~ (6) の業務を実施す

る。また、本件調査は別途公示予定の農業機械団員と協力して調査を行うこととし、必要に応じて重要な会議やヒアリング等については、農業機械団員に同行すること等を検討する。本業務従事者は、農業機械団員が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめを行う。

（１）国内準備期間（２０１７年７月上旬）

- ① 既存の関連 JICA 報告書、ADB 等の他ドナー報告書、フィリピン政府作成の関連報告書（AFMA REVIEW FINAL REPORT 等）、学術論文（Agricultural mechanization in Asia, Africa and Latin America 他）等を参照し、フィリピン農業の現状と課題を分析する。特に農業近代化・機械化を妨げている要因等の仮説を立てる。確認する資料としては、参考資料に挙げているものを含むとするが、それ以外のものについても、幅広く収集・確認すること。また、農漁業近代化法（１９９７年）や農漁業機械化法（２０１３年）についても確認することが望ましい。
- ② 既存の関連 JICA 報告書、他ドナー報告書、学術論文等を参照し、フィリピンに限らず、農業近代化・機械化に係る資金協力の優良例・失敗例について情報収集・整理を行う。
- ③ 既存の資料から日本における機械化に係る政府支援制度について情報収集・整理を行う。（特定の高性能農業機械の導入に係る低利の融資等の補助制度が機能している例等。）
- ④ JICA 東南アジア・大洋州部と連絡・調整の上、現地における業務内容・工程を整理する。業務内容・工程については、農業機械団員とも十分調整すること。
- ⑤ 現地業務工程表及び、上記①②を含む業務計画書（和文）及びワークプラン（英文）を作成し JICA 東南アジア・大洋州部による確認ののち提出する。併せて、フィリピン事務所にもデータを送付する。

（２）第 1 次現地業務期間（２０１７年 7 月～２０１７年 8 月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA フィリピン事務所、C/P 機関である農業省にワークプランを提出し、業務計画について説明する。
- ② 農業省や他ドナーへのヒアリングなどを通して、フィリピンにおける農業近代化・機械化の政策・制度（実施体制、法令、マニュアル、資金調達メカニズム等含む）に関し、整理する。
- ③ Agri Pinoy Rice Program 等、農漁業近代化法・農漁業機械化法の下で実施されている農業省、土地銀行及びフィリピン開発銀行等のプログラム（特に農業機械・機材に係る融資・供与・助成等の支援プログラム）について、実施スキーム・実施方法・実施体制・維持管理体制及び実績等を整理の上、効果と課題を抽出する。供与プログラムの場合には、誰が農業機械・機材の調達者・所有者・維持管理者となっているのか、調達者・所有者・維持管理者の間でどのような契約や協定等が締結されているのか等、資金協力事業の枠組みを検討する際に参考となる情報も具体的に収集・整理を行うこと。
- ④ 農業機械団員と連携し、上記③のプログラム対象地域のうち、重点的に農業機械が供与されたものの現在において稼働率が低い地域と高い地域を最低一か所ずつ訪問の上、成功／失敗の要因を分析する。（訪問する地域の選定にあたっては、農業省からプログラム評価報告書等を入手の上、農業省・フ

フィリピン事務所と慎重に調整し決定すること。地域選定の際、農外所得や加工などの付加価値を得られる事業収入機会にある地域とそうでない地域を選定できると尚良し。) また、導入された機械・機材の運転・維持管理状況を確認し、維持管理が良好/良好でない要因を調査する。

- ⑤ 上記③のプログラム対象地域のうち、融資の重点対象地域として取り組まれたものの、融資制度が十分に活用されなかった地域と活用された地域を最低一か所ずつ訪問の上、成功/失敗の要因を分析する。訪問する地域の選定にあたっては、土地銀行等の融資提供機関からプログラム評価報告書等入手の上、土地銀行等の融資提供機関・フィリピン事務所と慎重に調整し決定すること。
- ⑥ 上記を基に、これまでのプログラムではなぜ十分な機械化が達成しえなかったのか、農業省と農民双方にとり、何が農業近代化・機械化を妨げる要因となっているのか、機械化が真にフィリピンの農業の課題を解決できる手段であるのか(より良い方法が別にあるのか)等を詳細に分析する。
- ⑦ 現地業務完了に際し、農業機械団員と協力し、中間報告書(英文サマリー)(案)を作成し、農業省に提出し、報告する。JICA フィリピン事務所にも中間報告書(英文サマリー)(案)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第1次国内整理期間(2017年9月上旬)

- ① 第1次現地業務期間中に整理した情報・分析に基づき、農業機械化事業(有償資金協力)につき、農業機械団員とも協力して、事業実施・維持管理段階のリスクの洗い出しを含めて、複数の案を提示する。提案にあたっては、農業機械化を妨げている要因を的確にアプローチすることを念頭に、事業スキーム(プロジェクト借款(農業機械の調達)、ツー・ステップ・ローン(農業機械購入のための融資)、セクタープログラム・ローン(農業機械政策支援)等)および右スキームで事業を実施する際の実施機関(農業省、農地改革省、土地銀行等)、対象者(農業協同組合、農家等)、対象地域、対象農作物、対象機材、実施体制、維持管理体制等の検討を行う。現時点においては、ツー・ステップ・ローンが有効であると想定しているものの、プロジェクト借款等のスキームによって農業機械を政府が調達し、それを農民に貸す/譲渡するなどのスキームを提案する場合、貸した/譲渡した農業機械が確実に保有・維持管理されるための実施体制を提案すること。このような実施体制の提案にあたっては、既存の体制を利用することが望ましいものの、それが困難な場合は、新たに構築すべき体制の枠組みを提示すること。
- ② 上記①を含めた中間報告書(和文・英文サマリー)を作成の上、JICAに提出し協議を行う。協議の結果を踏まえて、第2次現地派遣期間において追加で調査すべき項目を明らかにし、業務計画を立てる。

(4) 第2次現地派遣期間(2017年10月上旬)

- ① 第1次業務結果を踏まえ、農業近代化・機械化が解決しうる課題および発生しうる懸念等の分析を行うとともに、農業機械化事業案の精緻化に必要な現地調査を行う。
- ② 農業機械化事業案を農業省に説明し、協議を行う。

- ③ 現地業務完了に際し、最終報告書（英文サマリー）（案）を作成し、農業省および JICA フィリピン事務所に提出し、報告する。

（５） 帰国後整理期間（2017 年 10 月中下旬）

担当分野に係る最終報告書（ドラフト）を作成するとともに、農業機械団員が作成するものも含めて全体を取りまとめた最終報告書（ドラフト）を作成の上、JICA 東南アジア・大洋州部に提出し、協議を行う。協議の結果を反映させたものを、最終報告書（和文、英文）として提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、最終報告書とする。

（１） 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）、電子データ

（２） 業務ワークプラン

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：国内準備期間終了時

部 数：英文 3 部（簡易製本）、電子データ

（３） 中間報告書

記載事項： 7.（１）～（３）の記載事項及び農業機械化事業（有償資金協力）案等

提出時期：2017 年 9 月上旬目途

部 数：和文要約 5 部、英文 10 部（簡易製本）、電子データ

（４） 最終報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2017 年 10 月中旬目途

部 数：和文要約 5 部、英文 10 部（簡易製本）、電子データ

（５） 最終報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2017 年 10 月下旬目途

部 数：和文要約 10 部、英文 20 部（簡易製本）、電子データ

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本発マニラ往復とし、最も効率的経済な経路とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2017年7月～10月の間に2回、計60日間を予定しています。できるだけ早期の実施を希望しますが、業務完了時期については、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみですが、別途公示予定の農業機械団員と連携した業務が求められます。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

あり（上記7.(2)④及び⑤の地域訪問の際、航空機を利用する必要がある場合は、国内航空賃も含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジを行う。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構東南アジア・大洋州部東南アジア第五課（[TEL:03-5226-8959](tel:03-5226-8959)、Email: 1rtd5@jica.go.jp）にて配布します。

・ 農業省「機械化推進に関するマスタープラン計画（2017年～2022年）」

・ 農業省「AFMA REVIEW FINAL REPORT」（JUNE 2007）

<http://nafc.da.gov.ph/afma/about.php>

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上